

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月20日

【会社名】 T H K 株式会社

【英訳名】 T H K C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺 町 彰 博

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦二丁目12番10号

【電話番号】 03(5730)3911(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営戦略統括本部財務経理統括部長 中 根 建 治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦二丁目12番10号

【電話番号】 03(5730)3911(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営戦略統括本部財務経理統括部長 中 根 建 治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成30年3月17日開催の当社第48期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年3月17日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 1. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 26円 総額 3,290,914,510円

ロ 効力発生日

平成30年3月19日

##### 2. 剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 20,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 20,000,000,000円

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役として、寺町彰博、寺町俊博、今野宏、横信之、寺町崇史、下牧純二、坂井淳一、甲斐莊正晃の8名を選任するものであります。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、日置政克、大村富俊、上田良樹の3名を選任するものであります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員として、鳥海哲郎を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果	
				賛成比率 (%)	可否
第1号議案 剰余金の処分の件	974,363	2,007	297	98.89	可決
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件					
寺町彰博	950,932	22,214	3,511	96.51	可決
寺町俊博	954,325	20,388	1,948	96.85	可決
今野宏	953,227	21,486	1,948	96.74	可決
槇信之	954,143	20,570	1,948	96.83	可決
寺町崇史	954,280	20,433	1,948	96.85	可決
下牧純二	954,325	20,388	1,948	96.85	可決
坂井淳一	947,603	27,110	1,948	96.17	可決
甲斐莊正晃	938,153	36,558	1,948	95.21	可決
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
日置政克	962,826	13,536	297	97.72	可決
大村富俊	962,839	13,523	297	97.72	可決
上田良樹	962,827	13,535	297	97.72	可決
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件					
鳥海哲郎	968,199	8,161	297	98.26	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案、第3号議案、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成率の計算方法は次のとおりです。

本総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する各議案の賛否に関して確認できた議決権数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上